平成２４年（フ）第３７９号
大津市大江２丁目17番22号　グレースコーポⅡ101号、開始決定時の住所大津市御殿浜20番６号　モリタマンション301号
破産者　塩田　正明
１　破産債権の届出期間　平成25年７月22日まで
２　一般調査期日　平成25年９月11日午前10時30分
平成25年６月７日　　大津地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第２２９７号
福岡県筑紫郡那珂川町恵子４丁目８番１号
破産者　杉谷　千鶴
１　破産債権の届出期間　平成25年７月22日まで
２　一般調査期日　平成25年８月30日午前10時
平成25年６月７日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２４年（フ）第２２８１号
札幌市北区北37条西８丁目３番13号　前田ビル３Ｆ
破産者　前田　幸彦
１　破産債権の届出期間　平成25年７月25日まで
２　一般調査期日　平成25年８月27日午後２時
平成25年６月７日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第１４号
新潟県長岡市希望が丘３丁目９番地17、前住所東京都台東区西浅草３丁目28番17―904号　アーバンスクエア浅草
破産者　千原　　治
１　破産債権の届出期間　平成25年８月９日まで
２　一般調査期日　平成25年９月９日午前10時40分
平成25年６月10日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産管財人変更

平成２５年（フ）第１７号
愛媛県西予市宇和町西山田1185番地　山本京国方
破産者　赤松　律子
破産管財人　河内　裕介が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　増田　吉利
平成25年６月４日
松山地方裁判所宇和島支部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第３７８号
東京都板橋区高島平２―32―３―705、開始時の住民票上の住所大阪府東大阪市長堂２丁目16番16号
破産者　小林　成共
１　期日　平成25年７月10日午後２時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２３年（フ）第１５２１号
福岡県朝倉郡筑前町東小田3279番地３
破産者　原田　章治
異議申述期間　平成25年８月６日まで
平成25年６月６日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６２６号
札幌市豊平区中の島２条10丁目２番12―708号
破産者　浦田　義則
免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
平成25年６月７日
札幌地方裁判所民事第４部

免責許可決定

平成２５年（ラ）第１４４号（原審名古屋地方裁判所平成２２年（フ）第３２５２号）
岡山県倉敷市堀南665番地　オノフラッツ103号
抗告人（破産者）　丁場　康博
１　決定年月日　平成25年５月29日
２　主文　原決定を取り消す。
抗告人（破産者）を免責する。
名古屋高等裁判所民事第３部
平成２５年（ラ）第１５０号（原審名古屋地方裁判所平成２３年（フ）第１４６８号）
名古屋市天白区八事天道912番地
抗告人（破産者）　高木福子こと　鄭　　福順
１　決定年月日　平成25年５月15日
２　主文　原決定を取り消す。
破産者高木福子こと鄭福順の免責を許可する。
名古屋高等裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０８４号
東京都江東区潮見２丁目10番24号
清算株式会社　ソフトウェア生産技術研究所株式会社
１　決定年月日　平成25年６月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第１号
北海道室蘭市東町３丁目10番21号
清算株式会社　株式会社志賀綜合食料品店
代表清算人　濱野　喜孝
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社（以下「会社」という。）は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の4.889514パーセントの金員を弁済する。弁済額の計算にあたっては、１円に満たない金額は切り捨てるものとする。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
札幌地方裁判所室蘭支部
平成２５年（ヒ）第２号
佐賀市高木瀬西６丁目11番５号
清算株式会社　朝日印刷株式会社
代表清算人　西津　俊典
１　決定年月日　平成25年６月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
清算株式会社は、下記の各協定債権者からその債務全額の免除を受ける。
記
⑴　株式会社商工組合中央金庫
⑵　日本債権回収株式会社
⑶　佐賀県信用保証協会
⑷　西津　邦彦
⑸　西津　俊典
⑹　永石　正昭
⑺　久米　　明
⑻　西原　逸子
佐賀地方裁判所

再生計画認可

平成２４年（再）第２号
愛媛県東温市南方2190番地３
再生債務者　株式会社日進
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年６月６日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１０５号
福岡市中央区鳥飼２丁目８番２―202号
再生債務者　田中　公英
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月８日から平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２５年（再イ）第８４号
福岡県糟屋郡志免町大字吉原96番地９
再生債務者　二宮　　久
１　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月９日から平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部